

<参 考> 石西礁湖自然再生協議会について

1. 経緯

本協議会は、平成15年に施行された自然再生推進法に基づき、環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課、沖縄県文化環境部自然保護課の呼びかけにより、平成18年2月に設置されました。

平成19年9月に石西礁湖自然再生全体構想が完成し、今後は全体構想に基づき、各実施者が自然再生に向けた取り組みを進めていきます。

協議会委員の任期は2年となっており、平成20年4月から第2期の委員による活動となります。

2. 主な役割

この協議会では、石西礁湖自然再生に向けた取り組みを推進するため、以下のことを行います。

- ①石西礁湖自然再生全体構想の作成
- ②石西礁湖自然再生事業の実施者による実施計画の案の協議
- ③石西礁湖自然再生事業の実施に係る連絡調整

3. 協議会の構成

平成20年10月現在、個人27、団体・法人24、地方公共団体21、国の機関5の計77の個人・団体等から構成されています。